

## 第6回 鈴鹿市都市計画審議会小委員会（都市マス改定） 議事要約書

- 1 日時：令和6年1月24日（水）14時00分から14時30分
- 2 会場：鈴鹿市役所本館12階1202会議室
- 3 出席者：  
（都市計画審議会小委員会委員）  
磯部 友彦（委員長）  
山路 由実子（副委員長）  
坂口 博文  
大塚 和馬  
（欠席委員）  
村山 顕人  
（事務局）  
都市整備部都市計画課長 齋藤 鎮伸  
同課計画・景観グループリーダー 川口 仁志  
同グループ 鈴枝 寛規、岩井 佑樹
- 4 議題：  
【議題1】鈴鹿市都市マスタープラン改定  
・都市マスタープラン改定における改定方針
- 5 傍聴の可否：可
- 6 傍聴者：1名
- 7 議事録署名人：坂口委員、大塚委員
- 8 配布資料：第6回 鈴鹿市都市計画審議会小委員会 事項書  
第6回 鈴鹿市都市計画審議会小委員会 資料1-1、1-2  
第6回 鈴鹿市都市計画審議会小委員会 資料2-1、2-2  
第6回 鈴鹿市都市計画審議会小委員会 資料3、改定計画案
- 9 審議会の内容（要約）

### 事務局

定刻になりましたので、只今から「第6回鈴鹿市都市計画審議会小委員会（都市マス改定検討）」（以下「小委員会」とします。）を開催します。委員の皆様には、忙しい中出席頂きありがとうございます。市議会への説明及びパブリックコメントの実施結果を踏まえた計画最終案について説明をさせていただき委員の皆様から意見を頂ければと考えています。小委員会でもいただいた意見については、鈴鹿市都市計画審議会へ報告を行い、次回都市計画審議会でも答申を受けたいと考えています。委員の皆様には専門的な見地からの意見をよろしくお願ひし

ます。会議を始める前に何点かお断りします。議事録作成のため、会議を録音します。本日日程調整の関係で村山委員が欠席となり、事前説明を事務局にて行った結果、本日の事項について意見なしと申し付かっています。本会議の議長については、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第 10 条の規定により、磯部委員長にお願いします。

それでは、磯部委員長、議事進行をよろしくお願いします。

## 議長（委員長）

それでは、規定により私が議長を務めますよろしくお願いします。小委員会は委員数 5 名で構成しています。本日の小委員会は委員数 5 名の内 4 名の出席です。本日の傍聴人は、一般傍聴者の方 1 名が来られていることを報告します。

それでは、傍聴人の方の入室をお願いします。議事に先立ち、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第 9 条に基づき、議事録署名人を 2 名指名します。本日の議事録署名人は、坂口委員と大塚委員にお願いします。手元に配付している事項書に基づき進めます。

議題 1「鈴鹿市都市マスタープラン改定」について事務局、説明をお願いします。

## 事務局

それでは、都市マスタープラン改定案について説明します。

まず、前回第 5 回小委員会で委員の皆様からでた意見と事務局の対応方針についてですが、時間の都合上、個別の紹介は割愛します手元資料 1-1 として添付していますので参照ください。

令和 5 年 11 月 10 日に開催した第 52 回鈴鹿市都市計画審議会にて、都市マスタープラン改定検討の進捗報告をした際、委員の皆様からでた意見と事務局の対応方針を資料 1-2 として添付しています。概要を報告します。

都市マスタープランの周知について、意見をいただきました。それに対して、市民との協議は改定のためだけでなく今後も継続して行い、まちづくりを進める、協議を通じて市民に都市マスタープランの周知を行う、と回答しています。

市民との対話について 50 歳以下の市民の参画状況が重要。情報共有を行いながらまちの在り方を考えていくことが必要、都市マスの進捗を確認する、評価する必要があるとの意見に対して、都市マスタープランは都市計画の基本的な事項を定める計画書です。見直し時期でなくても様々な議論は行っていくべきであるが、細かく見直しや変更を行う事は方針がぶれることになるので避けるべきである。今回の改定において、若い世代とのつながりができた、今後もこのようなワークショップを開催しながらまちづくりを進めていきたい。と回答しています。

地域別構想について、地域住民の負担になるのでは、との意見に対して、地域からは地域計画やその他の計画とどう違うのかとのお声を多くいただいた。複数の計画が地域にあることは混乱を招くことになるため、地域の方が主体的に考えていこうとなった場合に都市計画課と一緒に考えて地域計画に都市づくりについて加筆すると回答しています。

P21 将来都市構造の図の着色について意見をいただき、意見を踏まえ修正します、と回答しています。

都市マス策定後も各課との連携を継続してほしい。という意見に対して、実行計画を各課が動かしていく、関係各課と緊密に連携を取り進めていくと回答しています。

ゾーン・エリアに対する農用地の除外に関する意見に対して、今回の改定において、産業振興部と連携を図りエリア設定を行った。産業振興部と農用地の除外についても協議を行い改定している旨を回答しています。

以上が、第52回鈴鹿市都市計画審議会での主な意見と対応方針の概要です。

次に、意見公募手続（パブリックコメント）の結果について説明します。資料2-1を合わせてご覧ください。

パブリックコメントは、令和5年11月24日から12月25日まで実施し2名の方から12件の意見を頂きました。12件いずれの意見についても、修正等の対応の有無はなしです。でた意見と回答について抜粋して紹介します。

No.1、No.3 は総合計画2031に関する意見でしたので、総合計画2031を確認いただきたい旨と総合計画2031と整合を図っている旨を回答する予定です。

No.2 分野別計画との連携についての意見に対しては、分野別計画の内容を確認し都市計画の基本的な方針を検討している旨を回答する予定です。

No.4 将来都市像を市民と共有する手法について、地域への提案、ディスカッションの実績について意見があり、アンケート、地域づくり協議会との協議、ワークショップ等を通じて市民意向を把握した事、マスタープランの周知を通じて将来都市像を市民の皆さんと共有したい旨を回答する予定です。

No.5 都市マスタープランの見直しに関する意見に対して、マスタープランP12に記載している旨を回答する予定です。

No.6 PDCA サイクルを用いた施策の実行・評価の記載が無いとの意見に対して、マスタープランは都市計画に関する理念や方針を示しており、評価の指標を持っていない旨を回答する予定です。

No.7 市民参加と協働により、市民の意見を反映する仕組みの整備について意見を頂き、アンケート、地域づくり協議会との協議、若年層に向けたワークショップ等を通じて市民意向の把握を行った旨を回答する予定です。

No.8 SDGs への貢献等に関する記載について賛同する意見を頂きました。

No.9 都市づくりにおける基本理念とまちづくりの視点との関わりについての意見に対して、まちづくりの視点を考慮しながら 5 つの都市づくりのテーマとこれらのテーマを支える 2 つの視点を設定している旨を回答する予定です。

No.10、No.12 再生可能エネルギーの推進ゾーンの設定等に関する意見に対して、マスタープランでは、カーボンニュートラルの実現に向けた取組の推進について、分野別計画であるしあわせ環境基本計画や鈴鹿市景観計画等に基づき方針を記載している旨を回答する予定です。

No.11 カーボンニュートラルに対するマスタープランでの記載について賛同いただく意見を頂きました。

以上がパブリックコメントの結果になります。

次に、鈴鹿市議会全員協議会における意見とその対応について説明します。資料 2-2 を合わせてご覧ください。

市街化調整区域の工業立地規制見直しについての意見に対して、市街地形成検討地区（工業系）の区域面積を増やしていることを説明しました。

新土地需要エリアは幹線道路からどのくらいの幅で土地利用ができるのかとの意見に対して、新土地需要エリアは幅を定めるのではなく、幹線道路から都市計画法の地区計画制度を活用した工業団地の開発を行う方針を示していることを説明しました。

市街地形成検討地区（工業系）を広げていく考えがあるのかとの意見に対して、今回の改定において、鈴鹿 IC と御菌工業団地周辺の市街地形成検討地区（工業系）を区域拡大していることを説明しました。

交通ネットワークについての考えに対する意見に対して、鈴鹿市地域公共交通計画で検討していく考えであることを説明しました。

神戸地域の都市拠点としての考え方に対する意見に対して、神戸地域に適した土地利用を図っていく考えであることを説明しました。

以上が鈴鹿市全員協議会における意見とその対応です。5 件の意見に対する鈴鹿市都市マスタープランの修正等の対応はありません。

次に、前回令和 5 年 10 月 27 日に開催しました第 5 回小委員会以降の都市マスタープランの変更点について説明します。資料 3 変更箇所一覧と都市マスタープラン計画改定案を合わせてご覧ください。変更内容は、文字の大きさやフォントを見やすくなるよう変更した点や色合いの変更、三重県との協議による変更、庁内調整による修正となります。前回小委員会での意見や前回都市計画審議会での意見についても対応しています。

最後に、今後のスケジュールを説明します。昨日 1 月 23 日の行政経営会議においてパブリックコメントの結果について報告しました。計画改定案について

は、2月14日に開催予定の都市計画審議会において諮問します。その後、令和6年4月より新都市マスタープランを運用開始したいと思います。

小委員会委員の皆様におかれましては、令和3年8月26日の第1回小委員会から約3年にわたり審議いただきありがとうございました。

事務局の説明は以上です。よろしく申し上げます。

### 議長（委員長）

それでは、質問、意見がありましたら発言願います。

### 磯部会長

策定中である総合計画においても、また、都市マスタープランにおいても地域でまちを良くしていくまちづくりの議論がされることを期待している。現状としては、地域で議論される土壌を育てている段階で地域の方も慣れていない。地域別構想が策定されたら地域の課題をどのように解決していくのか地域ごとに対応していくことになる。新しい都市マスタープランの作り方になったと思う。

### 事務局

行政から地域に丸投げするのではなく、地域の考えを吸い上げながら行政として何が出来るのか検討し、都市計画の方針としてまとめることが出来たものについて地域別構想を地域計画に記載していく。地域によっても抱えている課題は異なる、地域ごとの問題解決を目指して、地域の方も慣れていないが共に検討していきたい。

### 山路委員

様々な手法で地域の方の意見を反映出来たことは、新しい試みであり良かった。これからも、地域の意見を聴く場について継続して行って行き、次期改定に向けて準備していき、今回改定においてできた繋がりを継続してほしい。

### 磯部会長

都市計画、都市マスタープランについてどのように市民等に周知していくかが重要である。

### 事務局

発信手法として、SNSを活用して発信していく。計画を策定して終了ではなく、むしろ今からがスタートであると考え。地域との協議も継続して行う。

## 磯部会長

産業系の土地利用についても鈴鹿市にとって重要、新たな産業用地の確保は働き場所を増やすことにつながる。

## 事務局

今回の改定において、市内企業訪問や産業振興部が行ったアンケート調査で土地需要の確認を行い、ゾーン・エリアの設定を行った。また、一次産業において農業従事している若手農家の意見も聞き取りを行い、土地の混在を避けることが重要であるとの意見を頂き、参考としている。

## 議長（委員長）

意見出尽くしたようですので、ここで意見をまとめたいと思います。

小委員会を 6 回にわたり開催し改定内容を審議してまいりましたが、本日説明のありました最終案を当小委員会としては、原案のとおり認めることとしたいと思います。よろしいでしょうか。

（異議なしの確認）

それでは、当委員会は最終案を適当と認めますので、事務局は都市計画審議会へ報告してください。

つづきまして、事項書 2 その他について事務局、説明をお願いします。

## 事務局

本日、承認いただいた最終案を 2 月 14 日の都市計画審議会に諮問し答申を受けたいと考えています。

## 議長（委員長）

以上で本日の議事は終了しました。本日の審議をもって当小委員会の目的である鈴鹿市都市マスタープランの改定案をまとめることができましたので、鈴鹿市都市計画審議会組織及び運営要領第 11 条第 8 項に基づき、当小委員会を解散します。委員の皆様は 3 年間において活発な審議をいただいたことにより、良い改定案を策定することができたと考えています。感謝申し上げます。それでは、進行を事務局へ返します。

## 事務局

磯部委員長ありがとうございました。磯部委員長をはじめ委員の皆様には、忙しいなか、鈴鹿市都市マスタープランの改定について活発な審議をいただき

感謝申し上げます。おかげさまで、これからの鈴鹿市に有益となる計画を策定できたのではないかと自負しています。ただ、改定途中で豊田委員が他界されたことを非常に残念なことと思っています。改めてご冥福をお祈り申し上げます。

これを持って、本日の小委員会を終わります。3年間にわたり協力頂きありがとうございました。

上記のとおり第6回鈴鹿市都市計画審議会小委員会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、議事録署名人2名が署名する

署名人 坂 口 博 文  
(原本は自署)

署名人 大 塚 和 馬  
(原本は自署)